

おも ちゅうしゃじょうり ようしょうせい ど 思いやり駐車場利用証制度について

あなたに知ってほしいこと

おも ちゅうしゃじょうり ようしょうせい ど 思いやり駐車場利用証制度とは

けん きょうてい むす しせつ びょういん こうきょうしせつ
県と協定を結んだ施設（ショッピングセンターや病院、公共施設など）
せんよう ちゅうしゃ おも ちゅうしゃじょう もう しょう
に専用の駐車スペース（思いやり駐車場）を設けてもらうとともに、障がい
なんびょう ほこう こんなん ひと おも ちゅうしゃじょうり ようしょう こうふ
や難病などにより歩行が困難な人に「思いやり駐車場利用証」を交付し、そ
けいじ くま おも ちゅうしゃじょう ゆうせん りよう せいど
れを掲示した車が思いやり駐車場を優先して利用できるようにする制度です。

たいしょう ひと 対象となる人

- しんたい ちてき せいしんしょう なんびょう ほこう こんなん ひと
身体・知的・精神障がいや難病により歩行が困難な人
- ようかい ご ようし えんにんてい う こうれいしゃ ほこう こんなん ひと
要介護・要支援認定を受けた高齢者で歩行が困難な人
- けが など いちじてき ほこう こんなん ひと
けが等により一時的に歩行が困難な人
- にんさん ぶ にんしん げつ さんご ねんかん
妊産婦（妊娠7ヶ月から産後1年間）

※ただし、しょうがいしゃ てちょう も しょう くぶん とうきゅう たいしょう ばあい
障害者手帳をお持ちでも、障がい区分や等級によっては対象とならない場合
があります。



りようしょう
利用証